

各小委員会の開催状況

第7回合併協議会（2頁参照）に先立ち、各小委員会が開催されました。

第9回総務・企画・議会小委員会

日 時／平成16年11月2日（火）

午後1時30分～3時20分

場 所／園部国際交流会館

出席者／10名 傍聴者／3名

協議結果／協議項目↓5

小委員会決定項目↓5
協議概要／『議会議員の定数及び任期』、『条例規則等』、『自治会、行政連絡機構』、『防災関係』及び『JR対策』の取扱いについて協議が行われ、全て小委員会として決定され、次回協議会に提案することとされました。
なお、市議会議員の選挙区に関し、旧町の区域に1選挙区を設けることについては、初回選挙時のみであることとを明確に定めておくべきとの意見を踏まえ、調整結果案の文言修正が行われています。

【主な意見・質疑応答等】

◇議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること
ヤコブソン

委員

旧町区域毎の定数を決めた算出根拠を教えて欲しい。

事務局

公職選挙法により原則1市1選挙区となっているが、合併等の特別な場合に限り選挙区を設けることができる中で、議会の意向を尊重し、対等合併や互助の精神を勘案しながら均等割3名、残りを有権者数に重きをおいた人口割で算出した。

委員

地域の事情が違う4町の合併であるため、地域の意見を反映する選挙区割を敷いたことについては賛成する。

第10回総務・企画・議会小委員会

日 時／平成16年12月1日（水）

午前9時30分～午後0時5分

場 所／園部国際交流会館

新市の組織機構を決定!!

（第11回総務・企画・議会小委員会）

新市建設計画を決定!!

（第11回新市建設計画策定小委員会）

出席者／10名 傍聴者／5名

協議結果／協議項目↓2

小委員会決定項目↓1

継続協議項目↓1

協議概要／『事務機構及び組織』及び『町の慣行』の取扱いについて協議が行われました。

『事務機構及び組織』の取扱いについては、組織機構の体系については了解されましたが、支所長の権限などに関して各委員から意見が出され継続協議とされました。

なお、『町の慣行』の取扱いについては、小委員会として決定されています。

【主な意見・質疑応答等】

◇事務機構及び組織の取扱いについて

委員

福祉部の福祉事務所は本庁に併設するのか。事務所長は別に置くのか。

事務局

福祉事務所を別途設置するのではない。事務所長は福祉部長が兼ねる。

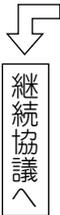
委員 支所に一般職の支所長を置くことは当然であり必要であるが、地域助役と支所長を置く二重構造の組織はいらない。地域助役を置くならば支所長の事務も取り扱うようにしてはどうか。

委員 地域の独自性、ゆるやかな合併が基本であり、地域助役に権能を与えることが独自性の発揮ではないか。

事務局 支所の権能と言う部分で合併過渡期に支所に特別職が必要なのか、一般職の支所長でよいのかの判断は委員の指示を仰ぎたい。

委員 支所に一定の権限を持たせ地域住民に密着した支所運営をしたいという点とは共通しているが、一方、財政の健全化、組織のスリム化も命題としてあり、どのように調整していくかが問題である。

委員長 この議題についてはもう少し検討する余地があるので継続協議としたい。



第11回総務・企画・議会小委員会

日 時／平成16年12月4日(土)

午後5時～6時20分

場 所／園部国際交流会館

出席者／9名 傍聴者／5名

協議結果／協議項目↓1

小委員会決定項目↓1

協議概要／前回の小委員会において継続協議となっていた『事務機構及び組織』の取扱いについて協議が行われました。

その結果、「地域助役は置かないが、支所には特別職を置くことが望ましい」との意見が取りまとめられるとともに、委員からは、各支所に臨時の参与（特別職）を設置し、支所長の事務を取り扱わせてはどうかとの意見が出されました。本件については、これらの協議結果を踏まえ、新市建設計画策定小委員会においても議論するようとされています。

なお、今回の協議をもって、本小委員会が予定されていた合併協定項目の協議は全て終了しました。

【主な意見・質疑応答】

◇事務機構及び組織の取扱いについて

委員 新市において5人の助役を置くことは、合併によるスリム化や効率化に反することになる。

委員 いつまでも支所に常勤の特別職を置くことは無理としても、合併直後に

おける住民の混乱をまねかないようにも迅速・的確な措置ができる特別職を置くことは必要である。

委員 支所の権限、権能を考えると、一般職の支所長では限度があり無理が生じるのではないか。合併による住民不安をなくすことも考えてほしい。

委員 支所に特別職は必要であるが、地域助役に代わる職はないか。

委員 地域助役は置かないが、対等合併や新市へのスムーズな移行への対応として支所に一定期間特別職を置くことは必要であり、折衷案として参与を置くことにはどうか。

委員長 本小委員会では組織機構図に地域助役は置かない。ただし、合併過渡期には支所に特別職を置くことが望ましいという意見があったことは新市建設計画策定小委員会に送ることで決定する。

第10回新市建設計画策定小委員会

日 時／平成16年11月9日(火)
午後1時30分～3時10分
場 所／園部国際交流会館
出席者／11名(3名欠席) 傍聴者／32名
協議結果／協議項目↓3
継続協議項目↓3

協議概要／『新市の事務所の位置』、『財産及び債務』及び『第二セクター等』の取扱いについて協議が行われました。

このうち、『新市の事務所の位置』については、総務・企画・議会小委員会における「事務機構及び組織」に関する協議結果を受けて、協議することとされました。

また、その他の協議事項についても、文言修正等の意見が出され、次回小委員会で改めて協議することとされるなど、全ての項目が継続協議とされています。

【主な意見・質疑応答等】

◇財産及び債務の取扱いについて

委員 「その他財産(財産区、覚書土地)」

の調整結果では「現行のまま新市に継承する」となっているが、財産区

の慣例のある運用も含めて新市に継承されるのか。

事務局 各町でそれぞれの運用がなされており、それも含めて新市に継承することとしている。

委員長

「現行のまま新市に継承する」ではなく、できるだけ所有者を含めて地元管理について検討する。それができない場合は、新市に継承するという2段階構えとすること。

継続協議へ

第11回新市建設計画策定小委員会

日 時／平成16年11月22日(月)
午前9時27分～11時5分
場 所／園部町役場
出席者／14名 傍聴者／9名
協議結果／協議項目↓3
小委員会決定項目↓3

協議概要／『財産及び債務』、『第二セクター等』

及び『新市建設計画』の取扱いについて協議が行われ、全て小委員会として決定されました。

なお、新市建設計画においては、新市の主要事業及び府事業について

事業の追記について意見が出されるときも、財政計画についても、将来、見直す必要があるとの条件が付されています。

【主な意見・質疑応答等】

◇新市建設計画に関することについて

委員 地方交付税は、現状の厳しさをどの程度加味したのか。

事務局

地方交付税については、近未来的なものも出ていない。財政シミュレーション時には、5年10%減を3年10%減に縮めたが、その後見直しはしていない。ただし、調整の結果、税収が減額となるため地方交付税が増える結果となっている。

委員長

30～40%近く減額されることを予測して財政計画を策定する必要があると実感している。10%程度の減額では、何故こんな見積りをしていたのかという批判を受ける可能性がある。財政計画については、このままではないということをお互い自覚し「見直すことが必要である」との付帯条件を付けて、今日のところは、原案どおり認めることとしてよいが。

一同

異議なし

第9回住民・福祉・保健衛生・環境小委員会

日 時／平成16年10月28日(木)

午後1時30分～4時40分

場 所／園部国際交流会館

出席者／9名(2名欠席) 傍聴者／1名

協議結果／協議項目↓7

小委員会決定項目↓7

協議概要／『保育所(その1,その2)』、『公共的

団体等』、『各種団体への補助金、交付

金等』、『国民健康保険』、『戸籍住民登

録事務』及び『単独事業等』の取扱い

について協議が行われ、全て小委員会

として決定され、一部を除き、次回協議

会に提案することとされました。

なお、『保育所』の取扱いのうち、

保育所数、保育料及び幼保一元化に

関しては、修正意見が出され、調整

結果案の文言修正が行われています。

【主な意見・質疑応答等】

◇保育所の取扱いについて

委員

就学前教育の機会均等を図り充実す

るといふ観点から、幼保一元化につ

いて検討が必要だと思つ。

委員

保育所でも幼稚園と同じカリキュラ

ムが受けられるのであればよいが、

幼稚園がないところは、幼稚園があ

るところまで、通わせなければなら

ないことになるのでは困る。

調整結果に、「現保育所施設を活用

し」とあるので、遠方まで通つこと

にはならないと思つ。

この小委員会での幼保一元化の協議

結果を出せばよいが、協議会に諮る

までに、教育小委員会との検討調整

はどのようになるのか。

教育部会と住民部会の両部会におい

ての検討は、既に行っている。協議

会に諮る時は、両小委員会それぞれ

の立場で協議願った結果を同時に提

案したいと考えている。

第10回住民・福祉・保健衛生・環境小委員会

日 時／平成16年11月15日(月)

午後1時25分～2時40分

場 所／園部町役場

出席者／10名(1名欠席) 傍聴者／2名

協議結果／協議項目↓3

小委員会決定項目↓3

協議概要／『使用料及び手数料等』、『公共的

団体等』及び『各種団体への補助金、

交付金等』の取扱いについて協議が

行われ、全て小委員会として決定さ

れ、次回協議会に提案することとさ

れました。

なお、今回の協議をもって、本小

委員会ですべて完了していた合併協定項

目の協議は全て終了しました。

【主な意見・質疑応答等】

◇各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関

することについて

委員

美山町の町内医療機関医療機器整備

費補助金は、廃止し地域医療活動助

成に包括することであるが、

新市になった場合、新市全体に拡大

するという考えなのか。

新市全体に拡大するのではなく、現

行の町域において継承するものであ

る。

事務局

第8回教育小委員会

日 時／平成16年12月5日(日)

午前10時～11時15分

場 所／日吉町生涯学習センター

出席者／11名 傍聴者／2名

協議結果／協議項目↓3

小委員会決定項目↓3

協議概要／『小中学校、幼稚園の通学区区域等』、『学校教育』及び『単独事業等』の取扱いについて協議が行われ、全て小委員会として決定されました。

なお、今回の協議をもって、本小委員会が予定されていた合併協定項目の協議は全て終了しました。

【主な意見・質疑応答等】

◇学校教育の取扱いについて

委員

(教育委員会事務局に係る) 本庁と分室の役割分担イメージについて、説明願いたい。

事務局

学校教育は、分室でも行うこととなるが、本庁に集約する方がよいという意見を以前にいただいたことを参考にし、構築を図っていきたい。社

会教育の計画立案においては、分室を中心に行うことになると思われる。

委員

分室は地域社会のニーズに比べ、特色ある展開をしていかなければならないが、全体の教育行政の体制は本庁で行い、地域の独自性も残し、新市で展開していくことが大切である。

委員

本庁は企画立案し、分室と連携をもつものと考えている。

事務局

本庁と分室の業務については、今後、合併準備体制の中で協議し詰めていく。

第10回建設・産業・上下水道小委員会

日 時／平成16年11月22日(月)

午後1時30分～2時30分

場 所／園部町中央公民館

出席者／8名(2名欠席) 傍聴者／なし

協議結果／協議項目↓2

小委員会決定項目↓2

協議概要／『農業委員会委員の定数及び任期』及び『流域下水道事業負担金』の取扱いについて協議が行われ、全て小委員会

として決定され、次回協議会に提案することとされました。

なお、今回の協議をもって、本小委員会が予定されていた合併協定項目の協議は全て終了しました。

【主な意見・質疑応答等】

◇農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関することについて

委員

「選任による委員」の定数はどのようになるのか。

事務局

「農業委員会等に関する法律」第12条により、一つの農業委員会につき農業協同組合、農業共済組合、土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員各1名、議会が推薦した学識経験者4名以内と定められている。尚、議会推薦については、具体的な人数ではなく「4名以内」を採用する方向で考えている。

委員

現在の4町の選挙委員総数は52人であるが、在任特例の30人についてはどのように選出されるのか。

事務局

各町において、選挙区の定数(案)とおりの互選をしていただく方向で考えている。